

保護者の皆様へ

子育てのための施設等利用給付認定について（依頼）

日頃から児童福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、1号認定の預かり保育は原則として保護者負担となりますが、保育が必要な児童として認定を受けると、預かり保育の利用料も上限額の範囲内で一部無償となります。

つきましては、該当する場合は以下のとおり、申請書及び添付書類を御提出くださいますようお願いいたします。

- 1 対象者 保育が必要な方（詳細は裏面を御覧ください。）
※満3歳児は非課税世帯のみ
- 2 提出書類 ①施設等利用給付認定申請書
②保育を必要とする証明書（詳細は裏面を御覧ください。）
- 3 提出期限 原則、利用開始の1か月前
※認定開始日以降に利用する預かり保育が無償化の対象となります。
- 4 提出場所 坂戸市保育課（坂戸市役所1階、平日8時30分～17時15分）
又は各認定こども園
- 5 その他
 - ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までのすべての子どもの利用料（保育料）が無償となります。
 - ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。
 - ・保育が必要な児童として認定を受けると、月ごとに利用日数×450円の支給限度額と、実際に支払った金額の安い方の額が無償化されます（月額上限11,300円、満3歳児の非課税世帯のみ16,300円）。
 - ・満3歳児（4月1日時点で2歳だった子ども）は、市民税非課税世帯に限り預かり保育が無償化の対象となります。
 - ・申請の様式等は、坂戸市ホームページにも掲載しています。

（問合せ先）

坂戸市保育課

電話049-283-1331

（内線425～428）

◆保育を必要とする認定基準について

児童の保護者が次の①から⑧のいずれかに該当し、児童が保育を必要とすると認められる基準です。

保育を必要とする事由	保育の必要性の認定基準
①就労 ※1. 2. 3	すべての就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内就労等)
②妊娠、出産 ※4	出産前6週目にあたる月の1日から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③疾病等	疾病、負傷、または心身に障害があるため、児童を保育できない場合
④介護等	長期にわたる疾病や心身に障害がある同居の親族(長期入院等を含む)を常時介護、看護しなければならない場合
⑤災害による場合	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている場合
⑥求職活動 ※5	起業の準備を含む求職活動を継続的に行っていること
⑦就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校等に在学していること
⑧職業訓練	職業能力開発促進法等に規定する職業訓練等を受けていること

※1 月64時間以上の労働を常態とする。

※2 内職等、居宅内就労については児童から離れて行う労働(家事を除く)が、※1を満たす場合。

※3 就労により認定を受けている期間に退職をした場合は、原則認定も終了となります。退職しているにも関わらず、認定を受けていた場合は、その期間に無償化分として支給された額を返還していただくこととなりますので、必ずお申し出ください。

※4 妊娠、出産事由により認定を受けた場合は、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末で認定期間終了となります。

※5 保護者が求職中の場合、認定期間は3か月間です。認定された月の3か月後の10日までに、就労証明書の提出がなかった場合や就労状況が月64時間以上を満たしていない場合は、認定を終了させていただきます場合があります。

◆保育を必要とする証明書について(下表の中から児童の父、母各1通提出)

保育を必要とする事由	証明書
就労している場合 自営業をしている場合	就労証明書(記載要領は市HPに掲載) ※証明日が申込日より3か月以内のもの
出産予定の場合	母子健康手帳の写し(出産予定日が記載されているページ)
疾病や障害ある場合	疾病申告書、医師の診断書(指定の診断書又は指定の診断書と同様の内容が分かる診断書)や障害者手帳等の写し
災害による場合	罹災証明書等
介護をしている場合	介護(看護)状況申告書、被介護者の診断書・障害者手帳等の写し
求職活動をしている場合	求職活動が判断できる書類(ハローワークカードの写しや活動記録等)
就学、職業訓練をしている場合	在学証明書(学生証)、カリキュラム等